

準備書についての市町村長からの意見等

資料1

番号	区分	提出者	意見等	事業者の見解
1	廃棄物等	飯田市長	建設発生土が他の建設工事に使用しきれず残った場合、当該残土をどのように処理されるかご教示願いたい。	建設発生土については、全量を他の公共事業で使用するよう今後調整を図っていく考えであり、残ることが想定される事態となった場合には関係機関と協議して有効利用を検討します。
2	廃棄物等	飯田市長	過去に恵那山トンネルや草木トンネル工事の際、残土が谷沿いに置かれ、自然環境に影響を与えたと聞いている。残土についてはすぐに他の場所で利用できない場合は、その後のその他の建設工事関係で利用できる建設用土として適当な場所に一時保管していただくなどの措置をお願いしたい。	発生土、アスファルト、コンクリート塊といった建設副産物については、他の公共事業において再利用しますが、一時的にはストックヤードに仮置きします。 ストックヤードの選定にあたっては、関係機関と協議します。